	月毎の積立金額	円（税抜き）	

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
（注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２２）	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２３）	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること【２０ｋW未満の太陽光発電の場合を除く。】。（注２４）	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	□

添付書類	書類名	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２５）	
	②印鑑証明書（注２５）（注２６）	
	③設備の所在地に係る登記簿謄本（注２５）	
	④土地の取得を証する書類等（注２７）	
	⑤建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）（注２８）	
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２９）	
	⑦構造図（注２３）（注２４）	
	⑧配線図（注３０）	
	⑨接続の同意を証する書類の写し（注１６）	
	⑩接続検討申込書類等の写し（注３１）	
	⑪運転開始年月日等の証明書類（注３２）	
	⑫事業実施体制図（注３３）	
	⑬関係法令手続状況報告書（注３４）	
	⑭再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）（注３５）	
	⑮再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電のみ）（注３６）	
	⑯補助金確定通知書（注３７）	
	⑰その他１	
	⑱その他２	
	⑲その他３（注３８）	

第２表
申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

	燃料区分（注３９）	燃料名（注４０）	バイオマス比率（注４１）	備考（注４２）
燃料情報			%	
			%	
			%	
			%	

バイオマス比率合計（注４３）　　%

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注６）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備（ダブル発電）	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	－
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満